

大規模な屋外広告物の許可基準を定めています

景観計画において、市全域における「大規模屋外広告物」を対象とした表示に関する景観形成基準を定め、良好な広告景観を誘導します。

大規模屋外広告物の表示等について市長の許可を受ける場合は、この景観計画に定める基準に適合することが必要です。

1 対象行為（大規模広告物の定義）

行為内容	対象規模
大規模屋外広告物の表示、設置、変更又は改造	1事業所等につき表示面積の合計が10㎡を超える屋外広告物で、次のいずれかに該当するもの ・ 広告塔、ポール型広告で、高さが10mを超えるもの又は1面の表示面積の総合計が15㎡を超えるもの ・ 建築物に付随する広告物で、建築物の軒の高さから5mを超えるもの又は1面の表示面積の総合計が15㎡を超えるもの ・ 高さが20m（ただし、市街化区域外では13m）を超える建築物に付随するもの

2 大規模屋外広告物の景観形成基準（市全域において適合することが必要です）

（1） 共通要件

項目	景観形成基準
位置	・ まちなみ景観を構成する一員として、周辺のまちなみから突出しないように努めること ・ 遠景の山々又は海面若しくは景観資源に対する道路又は眺望場所（視点場）からの眺望を損なわないように、道路境界からの後退や高さを抑えるように努めること ・ 建築物に付随する場合は、建築物とのバランスを崩さず、建築物の前面に突出しない位置となるよう努めること
表示	・ 文化財、史跡の周辺等、景観上重要な地点では、屋外広告物の掲出は極力行わないように努めること ・ 複数表示する場合は、大きさをそろえるか又は集合化に努めること
意匠	・ 記号化又は図案化によって文字数を減らし、シンプルにまとめるよう努めること ・ 周囲の良好な自然景観を阻害しないよう配慮すること
色彩	・ 広告物の地色は、マンセル表色系の彩度7以下のものとする
その他	・ 広告物の破損や塗料の剥げ落ち等による景観阻害を生じないよう努めること ・ 不用な看板を放置しないよう努めること

（2） 個別要件

種別	景観形成基準
屋上広告	・ 塔状の広告物は設置しない。 ・ 建築物の塔屋部には設置しない。 ・ 支柱は、遮蔽する。 ・ 裏面は、覆いや塗装などを施す。
突出広告 ポール型広告	・ 広告物が複数ある場合は、形状を統一する。統一できない場合は、集合化する。